



所を有していたものであるとき又は  
死産児，

胞衣，産汚物等若しくは  
動物の火葬等のために斎場を使用する  
者が本市以外に住所を有するものであ  
るときに適用する。

2 動物とは，犬，猫等の愛がん動物を  
いう。

所を有していた者であったとき若しく  
は死産児の火葬のために斎場を使用す  
る者が本市等以外に住所を有する者で  
あるとき又は胞衣，産汚物等若しくは  
動物の火葬等のために斎場を使用する  
者が本市以外に住所を有する者であ  
るときに適用する。

2 動物とは，犬，猫等の愛がん動物を  
いう。